平成２５年（フ）第３８号
徳島県美馬市穴吹町穴吹字盤若100番地24
債務者　山下　勝久
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１９８号
岡山県倉敷市中島260番地７、住民票上の住所岡山県倉敷市広江７丁目７番65―12号
債務者　阿部　和人
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
広島県三次市塩町1988番地
債務者　落合ゆかり
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１５号
北海道稚内市末広４丁目１番９―103号　末広団地58―Ｂ―１、申立時の住所北海道稚内市緑６丁目31番３号
債務者　小倉　貞幸
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１６号
北海道稚内市末広４丁目１番９―103号　末広団地58―Ｂ―１、申立時の住所北海道稚内市緑６丁目31番３号
債務者　小倉ひろ子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１０８６号
埼玉県川口市青木４丁目21番２―901号　リバピア川口青木
債務者　安田城生こと　安　　城生
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９５号
埼玉県所沢市榎町13番14号コーポミヤモト１
債務者　土山　弘樹
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５０４号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田15番地１トウノハイツ105号
債務者　鈴木　隆治
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１６号
千葉県匝瑳市八日市場イ57番地10
債務者　田嶋　秀和
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
千葉県銚子市東小川町2172番地の２
債務者　中村　康人
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３０号
千葉県銚子市高田町１丁目721番地
債務者　新井　國弘
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３３号
千葉県匝瑳市椿1843番地12
債務者　宮内　鈴江
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
岐阜県多治見市白山町４丁目19番地１　センチュリーハイツ403号、住民票上の住所岐阜県多治見市笠原町4114番地の13
債務者　水野　憲夫
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３０１号
静岡県沼津市大岡782番地の３
債務者　杉澤　美幸（旧姓倉兼）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
静岡県沼津市大岡3152番地の６　エステートピアＣ201
債務者　芝　うた子（旧姓湯山）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
静岡県裾野市茶畑549番地の１　プレミール山本Ａ101
債務者　小池　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
京都府与謝郡与謝野町字金屋498番・498番１合地
債務者　岡本　卓也
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
京都地方裁判所宮津支部